

「革新的事業展開設備投資支援事業」における

圧縮記帳の考え方について

平成 29 年 10 月 1 日

公益財団法人東京都中小企業振興公社

企画管理部 設備支援課

革新的事業展開設備投資支援事業に基づき交付される助成金は、東京都からの出えん金を原資として、公益財団法人東京都中小企業振興公社から助成対象者に交付されるものであり、法人税法第 42 条《国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》に規定する国庫補助金等に該当します。

したがって、助成対象者において、当該助成金をその交付の目的に適合した固定資産の取得に充てた場合には、同条の規定を適用することができます。